
第7章 不妊に関する支援



【富士見町】不妊・不育治療の助成

保健福祉課 保健予防係(保健センター)
直通 0266-62-9134

不妊・不育症治療を行っているご夫婦を対象に治療費の助成をしています。

金額……不妊・不育症治療に要した費用の1／2の助成(限度額 年間20万円)

- ※ 不妊・不育症治療を開始する前に町の事業認定を受ける必要があります。
- ※ 長野県が行っている特定不妊治療費助成事業を申請する場合、先に県の事業を申請してください。同一の治療については重複の助成はできません。どうぞご相談ください。
- ※ 申請書類等は町ホームページからもダウンロードできます。



長野県妊活検診(不妊検査)費用助成事業

諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課
保健衛生係 0266-57-2926

妊娠を希望する夫婦に対し、早期治療を支援するため、当該夫婦がともに受けた不妊に関する検査費用の一部を助成します(上限あり)



長野県不妊治療(先進医療)費用助成事業

諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課
保健衛生係 0266-57-2926

妊娠を望み、不妊治療を受けている夫婦に対し、保険適用外となる治療のうち、保険診療と併用可能な「先進医療」に要する費用の一部を助成します(限度額あり)



長野県不育症治療支援事業

諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課
保健衛生係 0266-57-2926

不育症の診断にかかる検査及び治療に要する費用の一部を助成します(上限あり)



不育症検査費用助成事業

諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課
保健衛生係 0266-57-2926

先進医療として告示されている不育症検査費用を対象として、その一部を助成します(上限あり)

いずれも、申請の条件がありますので詳しくは長野県ホームページ「妊活ながの」をご確認ください。

